

名家連ニュース

令和元年5月31日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 617号

第3回成年後見制度利用促進専門家会議資料抜粋

《厚生労働省ホームページより》 会議：令和元年5月27日(月) 会場：航空会館大ホール(7階)

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討



(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制)
- ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み)
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ① 広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ② 相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ③ 利用促進(マッチング)機能
 - ④ 後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ⑤ 不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)



基本計画を踏まえた後見人の選任と報酬の在り方

基本計画 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善⇒本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策の検討

最高裁判所 平成30年6月～ 専門職団体(日弁連、日司連、リーガルサポート、日本社会福祉士会)との間で議論

《選任》 最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方

- ① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任



- ・親族等の身近な支援者を候補者としている場合には選任することの適否を検討
- ・後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮
- ・親族等候補者に適格性があると判断される場合、中核機関の支援の下で後見人として選任

② 中核機関による親族後見人支援の必要性

中核機関の後見人支援機能が充実していない場合は専門職による親族後見人の支援を検討

③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し

本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う

≪報酬≫ 最高裁において検討のための参考資料を作成⇒専門職団体は意見を提出

※報酬の見直しには利用支援事業の拡充が不可欠

各家庭裁判所

各家庭裁判所において、基本計画や議論の状況等も踏まえて検討⇒各地の専門職団体等と意見交換⇒運用に反映⇒各裁判官が個別の事案における諸事情を勘案して判断

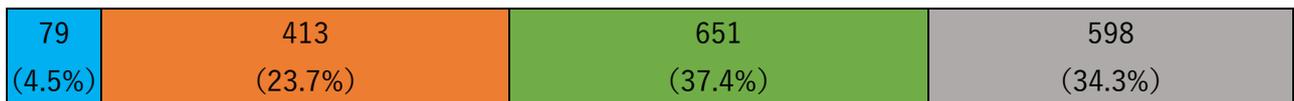
≪選任≫ 各裁判官は、成年被後見人の心身の状態、生活・財産の状況、成年後見人となる者の職業・経歴、成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮し、職権で選任する（民法843条1項、4項）

≪報酬≫ 各裁判官は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（民法862条）

中核機関等の整備の促進について

≪令和元年5月27日 社会・援護局成年後見制度利用促進室提出資料≫

≪中核機関・権利擁護センター等の整備状況≫



- 中核機関設置済み(4.5%)
- 権利擁護センター等設置済み (23.7%)
- いずれも未設置/市町村長申立あり (37.4%) (平成29年度実績)
- いずれも未設置/市町村長申立なし (34.3%) (平成29年度実績)



2019年3月19日の朝日新聞は『成年後見「親族望ましい」選任対象 最高裁、家裁に通知』の見出しで『後見人には親族が自ら就任を望むことが多いが、家裁が親族を選んだ割合は23%（18年）にすぎない。見知らぬ専門職が後見人に選任されることへの反発は強く、財産管理だけでほとんど本人の生活支援がないまま高い報酬をとられることへの懸念も、制度利用を妨げる壁となっていた。』『親族後見人を増やすカギとなる自治体の中核機関について、95%の市区町村が未設置で、今後の設置予定についても77%が「未定」と回答。中核機関設置が進まなければ、想定通りに見直しが進まない恐れがある。』と報道した。

親族後見人の割合は年々減少 最高裁まとめ

